

食品ロスの削減に向けて

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室 食品リサイクル班
食品リサイクル推進係長 齋藤典久

1. はじめに

なぜ、食品ロスを減らさなければいけないのか。この理由としてゴミ問題、地球温暖化問題、食料問題、主にこの3点が挙げられる。

全国の一般廃棄物に係るごみ処理経費が約2兆円にものぼり、一人当たりに換算すると年間1万5千円程度の経費がかかっていることとなる。特に、水分を多く含む食品の廃棄物は、その処理に負荷をかけるため、廃棄を抑制すべきものとする。

地球温暖化の観点では、農林水産業及び食品産業にて食料・加工食品が生産される際、二酸化炭素などの温暖化ガスを発生することとなるが、生産された食料を廃棄した場合、その分の無駄な温暖化ガスを発生させたことになり、今後私たちの生活に深刻な結果をもたらす可能性のある地球温暖化にも悪影響を及ぼすものである。

また、世界の人口は、2050年には97.7億人にまで増加すると国連が推計しており、食料の増産はもとより、食品の廃棄を削減し、食料の偏在を改善する必要性が高まっている。このような中、平成27年9月の国連の首脳会議において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。アジェンダでは「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げ、その中で食品廃棄削減の目標が設定されたところであり、世界的に本腰を入れて食品ロス削減に取り組む段階にきているところである。

2. 世界の食料事情と食品ロス

前述の世界的な人口増加と合わせて、FAO(国連食糧農業機関)によると、一人当たりの食料消費量は、発展途上国の経済発展等に伴い、年々増加している。このことは経済発展が著しい国において、炭水化物中心の食事から、タンパク質中心、特に肉食の消費が増えていることを表しており、この肉類の生産には大量の穀物が必要となっている。

また、同じくFAOによる平成23年の報告によると、毎年、世界全体で消費者向けに生産された食料の約3分の1が廃棄されており、その量は1年当たり約13億トンに上る。この食料の廃棄量は国や地域によって異なり、ヨーロッパ・北アメリカの先進国等では、食料消費の川下で多く発生し、1人当たり95～115kg/年である一方、サハラ以南アフリカと南・東南アジアでは農場や倉庫、加工工程上など川上で多く発生し6～11kg/年となっている。

このように、将来的に食料の需要拡大が見込まれる中、特にまだ食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロスの大きい先進国において、その削減が必要とされている。

3. 我が国の食品ロスの現状

我が国においては、食用として利用される食料(食用仕向量)が約8,300万トンあり、食品関

連事業者や消費者の努力により、食品廃棄物等の発生量は年々減少しているが、平成26年度では国内の食品仕向量の約3割にあたる2,775万トンの食糧廃棄物等が排出されている。このうち本来食べられるのに捨てられた「食品ロス」は、621万トンに上ると推計されており、食品関連事業者(339万トン)と家庭(282万トン)からほぼ同量が排出されている(図1)。これは国民1人1日当たりに換算すると、約134gであり、お茶碗約1杯分のご飯の量に相当する(図2)。

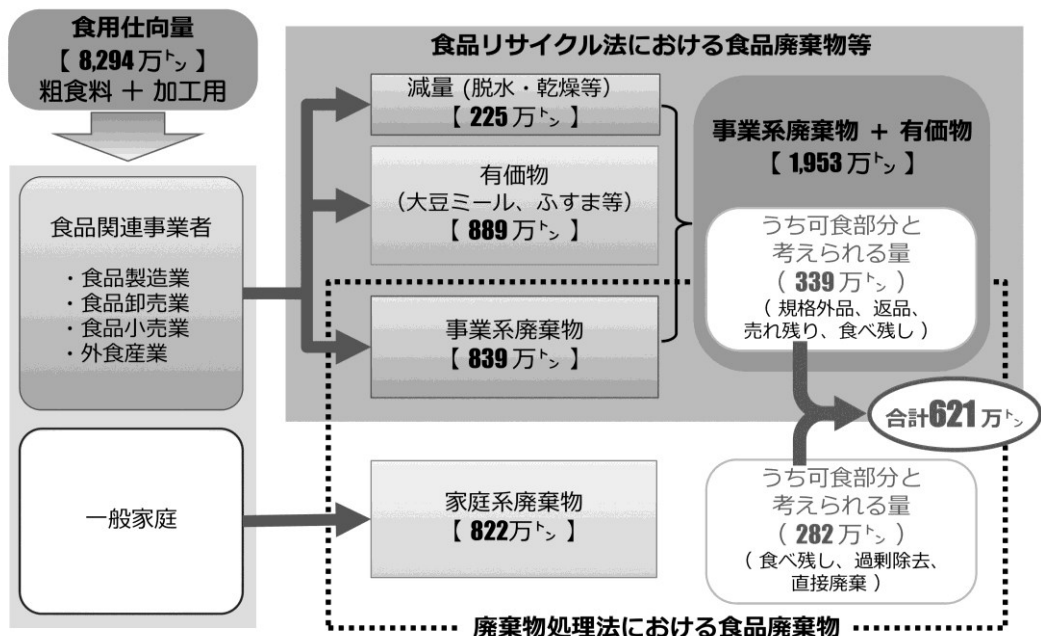


図1 食品廃棄物等の発生量(平成 26 年度推計)

食品廃棄物のうち可食部分を、いわゆる“食品ロス”と定義。

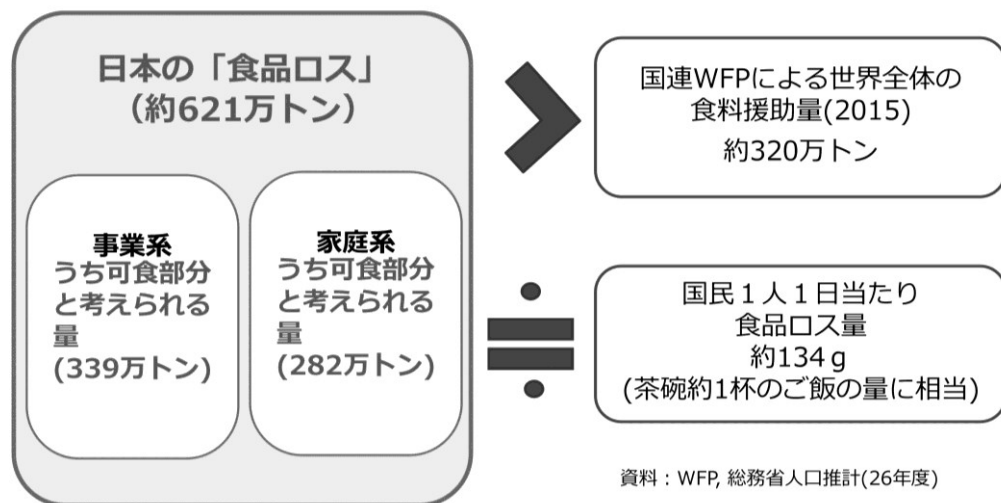


図2 日本の食品ロスの大きさ

農林水産省では主に事業系の食品ロスの削減に取り組んでいるところであるが、食品廃棄物等の業種別発生量及びそのうち可食部(いわゆる食品ロス)は、平成26年度で図3のとおりであり、サプライチェーン川下である外食産業と食品小売業で事業系食品ロスの半分の割合となっている。以下の項目において主に事業系の食品ロス削減の取組を中心に紹介したい。

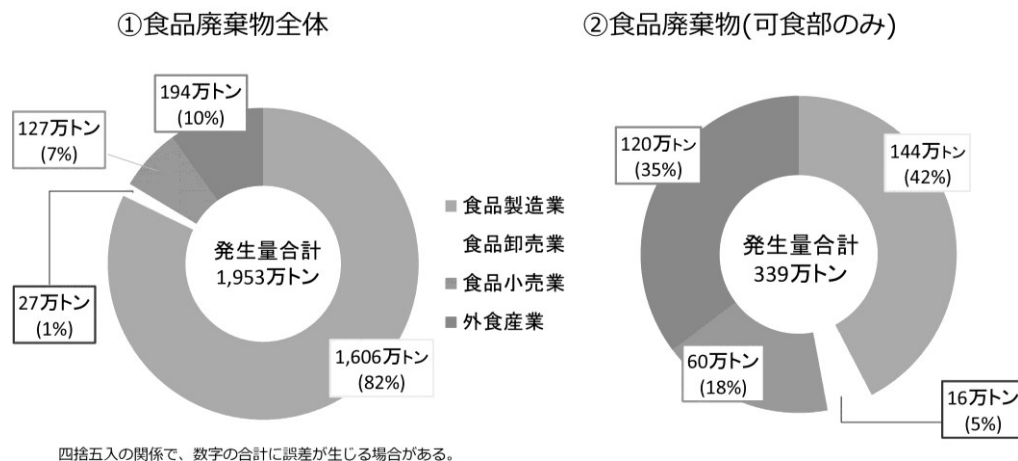


図3 事業系食品廃棄物と食品ロスの発生量(平成26年度)

4. 食品製造業者・卸売業・小売業の食品ロス削減の取組

メーカーでは、新商品がヒットせずに終売が早まることや、行き過ぎた鮮度対応生産による過剰生産等によってロスが発生する。卸・小売段階でも定番商品のカットや売れ残り等によってロスが発生する。フードチェーンにおける食品ロスは、各企業の努力により削減できるものもあるが、製造・卸・小売間の商慣習を原因とするものもあり、個別企業の対応だけでは限界があるため、お互いの利害を超え、フードチェーン全体としてその見直しが必要となってくる。このため、農林水産省の支援のもと、平成24年に「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を食品製造業、食品卸売業、食品小売業の参加により設立し、フードチェーン全体として食品ロス削減を推進することとした。

商慣習の例としては、メーカー・卸から小売店に食品の納品する際の納品期限の設定方法で、賞味期間の1/3以内で店舗に納品する慣例、いわゆる「1/3ルール」がある。この「1/3ルール」のもとでは、賞味期間の1/3を超えて納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなく廃棄することになってしまう。ワーキングチームにおいて、清涼飲料と賞味期間180日以上菓子について、納品期限を1/3から1/2に緩和するパイロットプロジェクトを実施した結果、小売段階でのロス率や消費者の購買行動に悪影響を及ぼさずに、メーカーや卸段階でのロスを大きく削減することができた。

この成果を踏まえ、総合スーパーやコンビニエンスストアを中心に納品期限を見直す企業が増えつつある一方、地域の食品スーパー等での取組が進んでいないことや、それに対応して卸売業者の入荷条件が厳しいものとなっていること等が課題となっている。

この納品期限の見直しを推進するため、農林水産省では、経済産業省と連名で、平成29年5月、食品卸・小売業の団体向けに「食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて」の通知を発出した。本通知は、諸外国に比べ厳しい加工食品の納品期限が食品ロスの一因となっていることを踏まえ、パイロットプロジェクトにて効果が実証された「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について納品期限緩和に向けた取組の推進をお願いするものであり、通知発出後、関係者への説明や意見交換を行っている。このような行政側の取組と合わせて、小売店舗への納品期限緩和のみならず、卸売業者の入荷期限の適切な設定、卸売業者から小売業者への働きかけ等も含め、関係企業・団体においても積極的な取組をお願いしたい。な

お、本通知の発出と合わせ、今年度のワーキングチームの取組としては、納品期限見直し対象品目や企業数の拡大等に向け、検討を進めているところである。

その他の商慣習の例として、賞味期限の年月日表示がある。賞味期間の長い品目については、消費段階で日付管理する意味が乏しい上に、日付順に納入される流通段階での食品ロスの発生につながる場合があるため、賞味期間の長い品目は「年月」表示へ変更することが食品ロス削減に効果がある。また、昨今、働き方改革や人手不足対策が求められる中、年月表示化によって、フードチェーン全体で、保管スペースやピッキングの効率化、検品・品出作業の効率化、日付管理に基づく転送（荷役・運送）の減少等の効果が期待できる。このように食品ロス削減のみならず、フードチェーンに係る業務の効率化等でも効果が期待できる年月表示化を進めていきたいところであるが、年月表示にすると、表示上「日」が切り捨てとなり、賞味期限が短くなるとともに小売への納品期限も短くなってしまうため、このことが取組を限定的にする一因となっている。このため、メーカー側による食品の製造工程や容器包装の改善等による賞味期限の延長、小売側による納品期限の緩和と合わせて、三位一体で推進することが重要である。

なお、今年度に入って、食品や飲料の大手メーカーや大手小売（プライベートブランド商品）において、賞味期限表示を年月に切り替える動きがあったことから、今後、追随する企業が増えることが見込まれ、取組の活発化が予想される。

5. 外食事業者の食品ロス削減の取組

外食産業では、料理の食べ残しや調理段階での仕込みすぎ等が発生要因となっている。食べ残しについては、その分の料金を負担してもらっているため、店側は損をしていないとの話を聞くが、実際には廃棄コストは負担しており、食べ残しが減れば、その分経費が小さくなることとなる。

実際行われている食べ残し対策の例としていくつか事業者の取組を紹介したい。横浜中華街のある店では食べ放題メニューの最小単位を小さくして、例えば北京ダックやエビの揚げ物など、1枚・1個から注文を可能とし、多種類の料理を少しずつ楽しみたいというお客様から好評を得るとともに、食べ残しの削減を実現している。また、所沢市の焼き肉店においては、食べ慣れない肉の部位を残さないよう、お客様の状況を見つつ部位の特徴を説明し、まずは1人前を進めるなど、声かけにより食べ残しを減らしている例もある。地方自治体と連携した取組としては、「食べきり」に成功した客・グループに対して特典（飲食代割引や地産品プレゼント）を付け、食べきりにインセンティブを付与する例もある。

行政サイドの取組としては、外食産業からの食品ロスの量が全体の食品ロスの約1/5に相当し大きいことや、地方自治体による食べきりの促進や料理の持ち帰りの呼びかけが行われていることを踏まえ、平成29年5月に消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省の連名で「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」を衛生的な観点を含め作成し、外食関係団体、消費者団体、地方公共団体へ通知したところである。この留意事項では、まずは飲食店、消費者の両面から食べきりに向けた工夫・努力を行っていただくとともに、残ってしまった料理は、衛生面への十分な理解の上、自己責任の範囲で持ち帰ることなどを紹介している。

6. データを活用した取組

食品業界内だけではなく他業種との連携を通じて、需要予測を高度化することで食品ロス削減に寄与した事例を紹介する。日本気象協会や食品事業者、システム事業者等が連携し、気

象情報やPOS(販売時点情報管理)データ、SNSツイートデータ等を解析し、人工知能技術を活用した需要予測モデル構築を行い、需要予測と実際の需要を近づけることで、天候や来店客数等の影響を受けていた豆腐や、季節終盤の終売時にロスが大きい冷やし中華つゆの食品ロス削減を実現した。

なお、当該取組は、主に小売事業者を対象としたものであるが、外食分野においても、人工知能技術などの活用による需要予測の高度化により、仕込みすぎ等による食品ロスの削減が期待できると考えている。現状においても、回転ずしチェーンで、すし皿にICタグをつけて鮮度管理等を行うとともに客層などのデータと合わせて店舗のオペレーション改善につなげる等の動きもあり、今後、食品産業全体において、AIやIoT技術の活用による業務効率化の取組が拡大し、精緻な需要予測等により食品ロスの削減にも寄与していくものと予想される。

7. 地方自治体における取組

次に、地方自治体における取組について紹介する。様々な活動から発生するゴミを処理する役割を担っている地方自治体は、処理コストや最終処分場の容量、焼却場の更新に頭を悩ませており、食品廃棄物を減らすことは地方自治体の健全な財政運営の実現に欠かせないものとなっている。

このため、各地方自治体でも様々な食品ロス削減のための取組が行われており、平成28年10月には、福井県が中心となって「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」という食品ロス削減のための自治体間ネットワークが設立された。宴会では食べ残しが7皿のうち1皿相当発生している状況を踏まえ、本協議会設立後の12～1月の忘年会・新年会シーズンをターゲットに全国共同キャンペーンの一つとして、「宴会5か条」(図4)や「30・10運動」の普及を地元の商工会議所に要請するなどを行った。また、平成29年年末から平成30年年始においても、昨年度と同様に全国共同キャンペーンを実施することとしており、農林水産省としても、本協議会や消費者庁、環境省とも連携し、忘新年会における食べきり運動を啓発するなど、食品ロス削減に向けた国民運動を展開していくこととしている。

なお、「30・10運動」とは宴会の乾杯後30分間とお開きまでの10分間は幹事などの声かけにより料理を楽しむことを意識し、食べ残しを少なくするための取組である(図5)。宴会の機会に誰でも実践できることであり効果も大きいため、是非、各者が周りの宴会参加者への行動変革を促していただきたい。

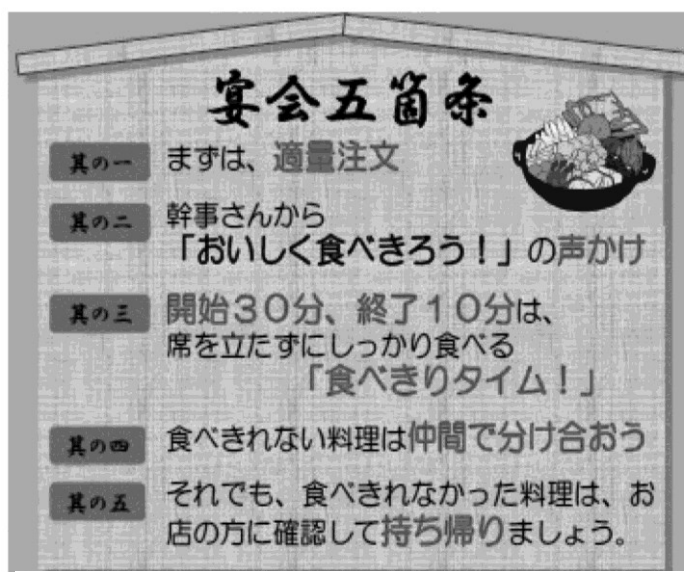


図4 宴会五箇条

- 宴会時において、約7皿に1皿相当が食べ残されている状況。
- 3010運動は、宴会時に「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らす取組。
- 長野県松本市で平成23年5月から始まり、福井県、福岡県、静岡県、福岡市、佐賀市など多数の自治体に広がっている。



宴会での食べ残しを減らす運動です

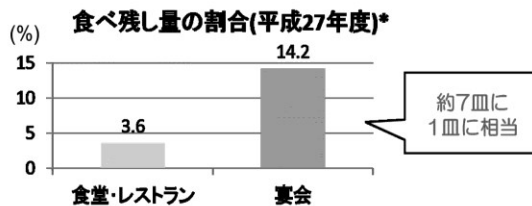
は席を立たずに料理を楽しみましょう

になったら席に戻って料理を楽しみましょう

【地方自治体の取組(松本市、佐賀市)】



【3010運動テーブルトップ(環境省・農林水産省)】



*出典:農林水産省平成27年度食品ロス統計調査報告(外食調査)

図5 3010(さんまる いちまる)運動

8. フードバンク活動

食品企業の製造・流通段階で発生する規格外品等、食品衛生上の問題はないが通常の販売が困難な食品を食品事業者から引き取り、福祉施設等は無償で提供するフードバンク団体は、全国に77団体(平成28年度農林水産省委託調査)あり、近年、増加傾向にある。フードバンク団体は、食品の有効活用により食品ロスの削減を図るとともに、食品の支援を必要としている人々へつなぐ架け橋として活躍が期待されているが、食品の供給側から食品の衛生的な取り扱いやトレーサビリティの観点等でフードバンク団体側の体制を懸念する声がある。

このような状況を踏まえて、食品の供給者である食品事業者等の信頼性向上を通じて、フードバンク団体の活動を促進するため、平成28年11月に農林水産省ではフードバンク活動における食品の取り扱い等に関する手引きを作成した。本手引きにおいて、食品の提供又は譲渡における原則や関係者間におけるルールづくり、品質・衛生管理、情報の記録及び伝達等について参考として頂きたい、内容として盛り込んだ。この手引きの普及や、補助事業による食品保管のための倉庫や運搬車両の賃借料等の支援により、フードバンク団体の運営体制を強化し、信頼性向上につなげ、その活動を促進していきたいと考えている。

9. 家庭での食品ロス

最後に家庭での食品ロスにも触れておきたい。食品ロスの約半分を占める家庭における食品ロスの要因としては、皮を厚く剥き過ぎたり、脂っこい部分等を調理せずに取り除く過剰除去や、作り過ぎて食べきれなかった食べ残し、冷蔵庫等に入れたまま期限切れとなったものの廃棄等が挙げられる。京都市の調査によれば、手つかず捨てられた食品の4分の1は賞味期限前のも

のが含まれており、消費者に「賞味期限」が「おいしく食べられる期限」であり、食べられないということではないという意味の正確な理解が不足している現状がうかがえる。

また、家庭での食品ロス対策として、料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」において、食材を無駄にしないレシピを紹介しており、野菜の皮や茎を活用した料理や余った料理をアレンジした料理などが掲載されているので、ご家庭での参考にしていただきたい。

10. まとめ

我が国の食料自給率はカロリーベースで38%（平成28年度）と先進国の中でも低いものとなっており、食料の約6割を海外の生産に依存していることとなる。このような中、年間600万トン以上の食品ロスを発生しつづけることは、我が国だけの問題ではなく、世界で栄養不足にある人々の食料へのアクセスにも影響を与えることとなる。

結びとして、上述の取組をサポートするのは消費者一人ひとりの意識が重要となるため、例えば、買い物時に特売だからと過度な大量買いをしない、過度な鮮度志向にとらわれない、外食時に食べきれぬ分だけ注文する、家庭での調理では食べられる分だけ作るなど、つまりは「もったいない」を日常生活の中でしっかり意識をすることをお願いして本稿を終えることとする。

日本卸売学会 第2回研究例会 開催

— 日本卸売学会 —



挨拶する日本卸売学会
宮下正房会長

日本卸売学会の第2回研究例会が、11月11日（土）東京の慶応大学三田キャンパスで行われ、日食協の奥山則康専務理事が「食品卸売業の物流システムの課題と革新方向」と題して講演した。この中で奥山氏は日食協関東支部が毎年行っている物流コスト実態調査をもとに、卸業界のコスト・収益環境を報告。「平均ケース単価はこのところ緩やかな上昇傾向（平成25年2,225円 → 平成28年2,278円）にあるが、それを上回るペースで配送費が上昇（平成25年37.4円 1.69% → 平成28年41.7円 1.83%）しており、今後も業界収益を圧迫する恐れがある」

また、その背景にある深刻なドライバー不足の発生要因について、平成2年の物流二法（貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法）の施行に端を発する運輸規制緩和の影響を指摘。それによってトラック運送業への参入が容易になり、事業者数が急激に増加し輸送貨物の獲得競争が激しくなり長く実勢運賃が抑制されてきたと報告、それによって悪化した賃金・労働環境の是正と若手の流入促進に向け、政府の荷主に対する規制が強まっており、「卸業界にも新たな対応が求められている」とした。その上で奥山氏は手待ち時間の削減などを目指す日食協の近年の取り組みを紹介。即席麺業界への継続的な働きかけにより、バラ積み配送からパレット輸送への転換が進みつつあることなどを報告するとともにこのほど完成させた「加工食品卸売業の共同配送推進の手引き」の概要を説明した。協会ではこの手

引きを通じて「複数の卸がエリア配送の共同化に取組みやすい環境を生み出し、単独で配送困難なエリアでも業界協調による安定供給を継続させる」考え。なお、今回の研究例会は「流通のイノベーションを考える」を統一テーマに人口減少期の流通のあり方などを探るものであった。

・第1報告 「食品卸売業の物流システムの課題と革新の方向」

(一社)日本加工食品卸協会 専務理事 奥山 則康氏

・第2報告 「SDロジックの基本概念と流通分野への示唆」

明治大学商学部教授・大学院教授・明治大学サービスマーケティング研究所所長

井上 崇通氏

・第3報告 「花王グループの流通イノベーションの課題と方向」

花王グループカスタマー・マーケティング株式会社

流通開発部門 企画政策部 部長 赤星 晃氏

・第4報告 「流通イノベーションの動向と課題」

専修大学経営学部教授 田口 冬樹氏



日本卸売学会研究例会 会場

日本缶詰びん詰レトルト食品協会創立90周年

— (公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会 —

(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会創立90周年記念式典が11月8日、パレスホテル東京(東京・丸の内)において、正会員・賛助会員、関係団体、来賓等350余名の多数の出席者を得て盛大に挙行された。

式典は午後3時30分より、創立90周年記念事業実行委員会および総務委員会委員長三林憲忠氏の「開会の辞」をもって幕を開け、西秀訓会長の挨拶の後、各表彰者の表彰式に移り、農林水産大臣感謝状(3名)、農林水産省食料産業局長感謝状(9名)を新井ゆたか農林水産省輸出促進審議官より授与、日本缶詰びん詰レトルト食品協会西会長より功労者感謝状(3名)の贈呈および永年勤続者(314名)の表彰が行われた。

続いて、新井ゆたか農林水産省輸出促進審議官の臨席を得て、農林水産大臣の祝辞があり、日本缶詰びん詰レトルト食品協会溝口副会長の「閉会の辞」をもって式典を終了した。

その後、午後4時30分より阿南久氏((一社)消費者市民社会をつくる会代表理事)による記念講演「缶詰・びん詰・レトルト食品と消費者～“消費者とともに歩む”事業推進の課題～」が行われた。

午後6時より懇親会が行われ、日本缶詰びん詰レトルト食品協会浦上副会長の挨拶の後、一般社団法人日本加工食品卸協会会長國分晃氏、日本製缶協会会長大塚一男氏の祝辞があり、総務委員会副委員長岡本喜代嗣氏の乾杯の音頭ではじまり、賑やかな歓談の後、日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長南副会長の発声により「三本締め」で会が締められ、午後7時30分とどこおりなく終了した。



創立90周年記念式典会場

会長挨拶

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会

会 長 西 秀 訓



開会にあたり、協会を代表いたしましてひとこと御挨拶を申し上げます。本日は御多用の中、大勢の方に御参加いただきまして誠にありがとうございます。また農林水産省輸出促進審議官の新井様、食料産業局食品製造課課長補佐の添野様、係長の矢地様を始めといたしまして、多くの御来賓の皆様方に御臨席いただきましたこと、心から厚く御礼申し上げます。当協会は昭和2年3月15日に社団法人日本缶詰協会として創立してから今年で満90年を迎えました。前身であります大日本缶詰事業連合会は明治38年(1905年)の3月、大正に入りまして缶詰普及協会が大正11年(1922年)6月に設立されておりますので、実質的には明治・大正・昭和・平成、そしてこれから先に予定されております新しい年号まで含めると5つの日本の時代を通過してきたということで、歴史の長い協会でございます。現在、正会員が280社、賛助会員が97社で、全国に会員の皆様方がいらっしゃる、規模・質ともに多様な団体でもあります。

本会の創立の目的は大きく二つあり、一つは缶詰を国民に普及させること、もう一つは缶詰の品質向上を図ることです。今の時代からすると少し表現が古いところもありますが、この二つの目的については今日まで変わらず引き継がれております。

まず目的の一つ目である普及啓発活動ですが、これはいかに消費者に有益な情報を届けるかが大事です。その情報伝達手段として、昭和の時代はテレビや新聞、雑誌といったマスメディアや講演会やイベントといった参加型によるものが主でしたが、平成に入りインターネットが世に出たことにより大きく変化しました。インターネットはその場に居ながら場所を移動することなく、多くの情報を瞬時に入手・発信できるというメリットがあり、今後ますます消費者の生活に浸透していくのは疑いの無いところであります。特に近年ではスマートフォンが急速に普及しており、総務省の調査では平成22年に9.7%だった普及率が平成28年には72.0%となり、情報収集・発信端末としての利用度はパソコンとほぼ同じ割合となっています。今後は本会におきましても、インターネットやスマートフォン、SNSを活用した普及啓発活動を強化していく考えでございます。

そしてもう一つの目的である品質の向上ですが、本会は食品関係の公益法人としては大変珍しく研究所を持っており、缶詰・びん詰・レトルト食品の製造に関する基礎研究等を通じて品質の向上を図っております。また、業界の中で活躍される技術人材の育成にも貢献したいということで、研究所におきましてはさまざまな研修プログラムを設け、少人数から実践的な研修を受け付けておりますので皆様方にぜひ活用いただきたく存じます。その他、さまざまな技術講習会を開催し、缶詰・びん詰・レトルト食品に関する技術者を育成することにより、品質向上に貢献しております。特に近年のレトルト食品市場の成長に応じまして、平成26年度からはレトルト食品の製造技術に特化した講習会も開催しております。また、法律の変更に伴いまして、今後HACCPの義務化に伴うような講習会につきましても現在検討しております。これらも併せて御活用いただきたく存じます。

創立記念の式典は80周年以来10年ぶりとなりますが、この10年間は社会環境の変化や科学技術の進歩などにより、めまぐるしく変化してまいりました。本会がその時々の変化に対応し、微力ながらも皆様方のお役に立てるような事業を行ってこられたのも、協会の諸先輩方の御尽力や、会員各位の力強い御支援、日本製缶協会、日本加工食品卸協会をはじめとする各食

品関連団体や各地区の缶詰協会の皆様の御協力の賜物であると、深く感謝しております。

また、本日、創立90周年記念式典を開催するにあたりまして、業界の発展に格別に御貢献された功労者の方々に感謝を伝え、また、長年にわたり業界の業務に精励された永年勤続の皆様を表彰申し上げる機会を得ましたことは、心からの慶びでございます。

加えて、創立90周年にちなみ、業界の組織強化と育成にお力添えをいただいた方々に対して、農林水産大臣および食料産業局長より感謝状が授与されることとなりました。

お手元の冊子に受賞者の方々を御紹介してございますが、受賞者の皆様には、お祝いと感謝の意を表する次第でございます。

本会は平成24年に公益認定を受け、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会として新たなスタートを切りましたが、本会が掲げる「消費者の利益が業界の利益になる」との理念は90年間まったく変わっておりません。食の安心・安全の問題、少子高齢化と人口減少への対応、環境問題やリサイクル問題、原料および資材調達価格の高騰など課題は山積し、缶詰・びん詰・レトルト食品を取り巻く状況には大変厳しいものがございますが、この理念を推進することにより、消費者の中の缶詰・びん詰・レトルト食品に対する信頼性が高まり価値が向上することが、業界の発展に繋がるのではないのでしょうか。

本日の記念式典が、今後の業界の発展のさらに一層力強いスタート地点となることを祈念しております。

最後になりますが、御出席の皆様の御健勝と御発展を祈念するとともに、今後も本会に対して御支援を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

来賓挨拶

一般社団法人日本加工食品卸協会
会長 國分 晃



日本缶詰びん詰レトルト食品協会創立90周年、誠におめでとうございます。また本日このように盛大に式典と懇親会が開催されましたこと、重ねてお喜び申し上げます。

貴協会におかれましては、創立以来今日まで日本の食品産業の中核としての役割を果たしてこられたと思います。その御功績に対しまして、心より敬意を表すところでございます。また、本日その御功績に対しまして農林水産大臣、食料産業局長、また協会会長より感謝状をお受け取りになりました皆様に対しましてもお祝いを申し上げるところでございます。

私ども日食協も、創立40周年を迎えております。私どもの前身であります全国缶詰問屋協会の頃から貴協会とは大変近く関係団体として活動させていただいており、製販一体となって変化に対応し、それが実を結んできていると考えております。今後もこのような関係が継続できたらと願っております。

需要や消費を少しでも伸ばしていくことが大変重要であると思いますが、1つできることとしましては、現在は特例ということになっております商品の税抜き価格での表示を恒久的な形で維持することが大変重要なのではないかと考えております。

もう一方で、課題として認識しておりますのは食品ロスの問題です。先ほどの阿南先生のお話にもありましたように、食品ロスの問題に対しましては缶詰・びん詰・レトルト食品が大変優れた食品で

あるという事は説明するまでもございませんが、SDGs(持続可能な開発目標)の目的に非常に合致しているということを貴協会がますますアピールされて、ますます御発展されていくことを心より御祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

冬季の省エネルギーの取組について

平成29年10月30日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

近年最終エネルギー消費量は緩やかな減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した民生部門(住宅・ビル等)を中心に、更なる省エネルギーの取組が必要である。特に近年、シェールオイルの増産等を背景に、原油価格が下落しているものの、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、中長期的には、化石燃料の市場価格に対する上昇圧力は依然として高いと言える。こうしたエネルギー価格の不安定化は、国民生活全般及び事業者の経済活動に対して、大きな影響を与える要因となっている。特に大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー効率の向上を徹底して進め、エネルギー供給量や価格変動に柔軟に対応できる社会経済を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、この解決に向けて、国内外のエネルギー効率の改善を一層促進することも必要である。

このような状況にあって、我が国では平成27年7月に総合資源エネルギー調査会において「長期エネルギー需給見通し」を決定し、徹底した省エネルギーの推進により、2030年度に原油換算で「最終エネルギー消費で5,030万kI程度の省エネルギーを実施する」ことが示された。また、同7月、地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスを2030年度に2013年度比26%減少させるという削減目標を含む、我が国の約束草案を決定した。この「日本の約束草案」や平成27年12月に合意されたパリ協定を踏まえ、昨年5月13日に「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(以下「政府実行計画」という。)」が閣議決定され、地球温暖化対策の中でも徹底した省エネルギーの取組を進めていくこととなっている。

これらを実現・達成するためには、行動喚起型の国民運動を実施するとともに、産業界や政府、国民が一丸となって徹底した省エネルギーの取組を実施する必要がある。本会議では従来から、エネルギーの需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、省エネルギー対策を決定し、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛けてきた。2017年度冬季においても、省エネルギーの取組を決定し、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとする。

I. 国民運動の展開

関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進し、我が国を省エネルギー・低炭素社会に転換していくための取組を展開している。

また、昨年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」においても、地球温暖化対策計画の記載事項として地球温暖化対策のための普及啓発等を追加し、普及啓発・国民運動を抜本的に強化することとしている。

省エネルギー・低炭素社会への転換は、我慢を強いることなく、無駄を省いて快適に生活するというものであり、各分野における省エネルギー行動の変革促進を一層進めるためには、省エネルギーについて一人でも多くの人に効果的に理解してもらうことが必要である。

このような観点を踏まえ、省エネルギーに係る情報提供を行い、具体的な行動に結びつけていくため、下記の取組を進める。

- ・省エネルギーの取組に対する国民各層の理解と協力を得るため、省エネルギー関連の展示会への政府出展や家電製品の省エネ性能カタログによる情報発信、WEBシステム「省エネ製品買換えナビゲーション『しんきゅうさん』」の活用による省エネルギー・低炭素型の製品の買換え、省エネルギー月間の広報など、産業、業務、家庭、運輸の各部門において、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施する。
- ・現在実施している全国的な国民参加型の省エネルギーキャンペーンを継続・拡大強化して実施する。
- ・ウォームビズの実施徹底を促進し、実施率のさらなる引き上げを図る等、国民運動「COOL CHOICE」の推進を通じたライフスタイルの転換を引き続き呼びかけていく。
- ・自治体の庁舎・建築物の省エネルギー改修・建替えを進め、地域の省エネルギーの先進事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネルギー化を実現する。
- ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省CO₂対策を提案し、効果的な対策に結びつける「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図る。
- ・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー・低炭素型の製品、サービス、ライフスタイルを選ぶ具体的な行動を喚起するための国民運動「COOL CHOICE」を実施し、旧式のものから省エネルギー・低炭素型のものへの切り替えを進めて行く。

II. 産業界等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界等（関係団体、関係業界、地方公共団体及びNPO等）に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼びかけを行うよう、協力を要請する。

その際、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。

1. 住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく住宅

及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。積極的なエコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

住宅、ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示するよう努めること〔図1〕。

〔図1〕 ガイドラインに基づく第三者認証の例



また、ダイヤモンドリスponsに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム(BEMS・HEMS等)の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、万が一電力需給が厳しくなった場合、特にその地域では省エネルギー診断やESCO診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法の見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、省エネ法に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル〔図2〕、及び米国環境保護庁が定めた国際的省エネルギー制度による国際エネルギースターロゴ〔図3〕の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報〔参照1〕やスマートライフジャパン推進フォーラムの活動〔参照2〕を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、テレビジョン受信機、蛍光灯器具、電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、統一省エネルギーラベル〔図4〕による5段階の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者(インターネットによる販売等を行う事業者も含む)は、消費者に対する上記取組を促すため、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照1] 資源エネルギー庁ホームページ(省エネ型製品情報サイト)

<https://seihinjyoho.go.jp/>

[参照2] スマートライフジャパン推進フォーラムホームページ

<http://smart-life-japan.jp/>



[図2] 省エネルギーラベル(例)



[図3] 国際エネルギースターロゴ



[図4] 統一省エネルギーラベル(例)

2. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施するほか、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価も踏まえ、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げる取組を徹底して推進すること。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。

[参照] 資源エネルギー庁ホームページ

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車(エコカー)の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等)の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用(VICS及びETC2.0サービスの活用等)等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格(ISO50001)の導入を検討すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ(ISO50001ポータルサイト)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

III. 政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、政府実行計画を踏まえつつ、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）」に基づく基本方針等も踏まえることとする。地方公共団体等に対しても同様の取組を行うよう協力を要請する。

1. 設備・機器関係について

① 空調に関すること

- ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図ること。
- ・コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めること。
- ・建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努めること。
- ・冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行すること。

② 照明に関すること

- ・政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努めること。
- ・昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図ること。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底すること。
- ・照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底すること。

③ 電気機器等に関すること

- ・現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択

すること。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ること。

- ・庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促すこと。

2. 自動車関係について

① 次世代自動車の導入促進

- ・政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、圧縮天然ガス（CNG）自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めること。2020年度の間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めること。
- ・これらの目標を達成するため、関係府省は、計画的に次世代自動車を導入すること。

② 公用車の効率的利用と自転車の積極的利用

- ・通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進すること。
- ・霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」を実施すること。
- ・アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行うこと。
- ・霞が関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進すること。

3. 庁舎関係について

① 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

- ・建築物を建築する際には、省エネルギーの取組を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備すること。
- ・関係府省において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施すること。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うこと。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施すること。
- ・エネルギー管理の徹底を図るため、関係府省において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組むこと。

② グリーン庁舎の整備及び調達

建築物の計画から建設、運用、廃棄にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した「グリーン庁舎」の整備を推進すること。

建築物の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進めること。

③ 庁舎のESCO事業導入の検討

地方支分部局を含めた庁舎の省エネルギー化を進めるため、既に簡易ESCO診断が行われている場合も含め、可能な限りESCO事業の導入を検討すること。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為について10年に延長されたことに留意すること。

4. 省エネルギーの普及啓発等について

① 省エネルギーの普及活動

地域での省エネルギーの普及活動を行い、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギーの呼びかけを行うこと。

なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、併せて可能な場合にはグリーン電力の活用にも努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

また、省エネルギーに関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

② 省エネルギー教育の充実

子供等の若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、子供等の若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求めること。

③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ(生活像)ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図ること。

食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレットや出前講座等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図ること

④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

5. その他

① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況(再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況)並びに

電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示状況等を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

③ エネルギー使用量の把握及び職員の意識向上

フロア等の空調、照明等のエネルギー使用量を適切に把握し、エネルギー使用機器を最適に制御するため、BEMSの導入・活用を検討するとともに、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。

以上の政府としての取組の措置を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（11月～3月）比で削減するように努めること。

軽減税率対策補助金の期限を延長します

－ 中小企業庁 －

平成29年11月22日

軽減税率対策補助金事務局が公募を行っている軽減税率対策補助金の期限の取扱いを変更します。

■軽減税率対策補助金の申請受付期間について

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から実施されます。

中小企業・小規模事業者の方々に軽減税率実施への対応を円滑に進めていただくため、平成30年1月31日を期限として軽減税率対策補助金の申請受付を行ってきましたが、今後は平成31年10月1日から始まる消費税軽減税率制度に対応するため、補助事業の完了期限を以下のとおり変更します。

(現行)平成30年1月31日までに申請
(変更後)平成31年9月30日までに事業完了

なお、補助金の申請受付期限については、上記の事業完了期限に合わせて設定することとし、具体的な時期については、後日、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁ホームページにおいて公表します。

■参考

「軽減税率対策補助金(中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金)」とは、消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。

■本件に関するお問い合わせ先

委託先:軽減税率対策補助金事務局

受付時間:09:00～17:00(土日、祝日除く)

電話:0570-081-222 03-6627-1317(IP電話専用)